

誤審と可視化：米国で不当な取調べ状況が録音されていたケース

第二東京弁護士会会員・国際室幹事
山本 晋平 ● Yamamoto, Shimpei

日本の誤判・冤罪事件において自白やその取調べが問題となることは多いが、米国でも同種の事例が報告されている。ノースウェスタン大学ロースクールの「冤罪センター(Center on Wrongful Conviction)」¹⁾は、刑事専門の弁護士を含むスタッフを備え、ロースクール学生らと共に、冤罪事件の調査や弁護活動などを行うが、若者(少年)に対する取調べ・自白が問題となる事例が多いことなどに着目し、2009年に少年事件に特化したプロジェクト「少年冤罪センター(Center on Wrongful Conviction of Youth)」も立ち上げた²⁾。そのウェブサイトは³⁾、少年当時に逮捕され、後に冤罪が認められた39人を実名で掲載している。以下で紹介するのは、その中の1つ、アンソニー・ハリスの事例である⁴⁾。

＊

1998年6月28日オハイオ州タスカラワス郡の人口1万8000人の町ニューフィラデルフィアで、5歳の女の子(白人)の刺殺遺体が見つかった。行方不明になった娘の母親が前日午後8時頃に警察に通報した後、近辺の大掛かりな捜索が400人を動員して行われたが、被害者の自宅近くの茂みから、ようやく遺体が発見されたのは翌28日午後2時半頃だった。警察が被疑者を逮捕できずに2週間以上が経過した後、警察はハリスの母親に12歳の息子を任意に同行するよう求めた。親子は被害者と同じアパートに住んでいたアフリカ系アメリカ人(黒人)であった(当時、黒人は同郡の人口の1%)。

警察官は母親に「少年を落ち着かせるための面接をしたいが、部屋に一緒にいない方がよいでしょう」と言い、少年は母親と離れて取調室に入った(母親は別室からマジック・ミラーを通して見ていたが音声は聞こえない)。警察官は少年に「ミランダ告知」を行った上で取調べを開始。この状況が、音質は良くないながら、録音されていた。録音テープによれば、警察官は、何の物理的証拠もないのに「少年の衣服に被害者の血液が付いていた」「遺体のそばに

少年の足跡があった」など虚偽の事実を告げた。少年は殺害を否定したが、警察官は「殺すつもりはなかったが、やってしまったのではないかと迫り、自白しなければ「音声ストレス分析」を使うなどの圧力をかけ(同分析には証拠能力は認められない。本件でも実際には使用されなかった)、「多くのアフリカ系アメリカ人は長年にわたる憎しみを持っている」とも告げた。80分の取調べを経て、繰り返しの質問に対し、少年は折れ、殺害を認めた。「何回刺したか」「分かりません」「2回以上か? 5、6回か?」「いいえ」「1回か2回か?」「たぶん2回」というやり取りがあり、警察官が自白を书面化しよう少年に求めると、そこで少年は「母親と話したい」と泣き始めた。母親が取調室に入り、警察官が母親に、少年が自白したと話し始めると、少年は「待つて。もし自分がやったのだったら母さんにそう言うけど、でもやってない。でもやったと言ってしまった」と言った。母親が「やっていないのね」と聞き「やってない」と少年が答え、母親が「なぜやったと言ってしまったのか」と聞くと少年は「だって怖かったから」と答えた。(この部分まで録音されていた。)録音の「自白部分」を聞いた検察官は、逮捕を指示した。

取調べを担当した警察官は誘導尋問の技術(Reid and Foster techniques と呼ばれる)の訓練を受けていたが、完全な有罪事件であると告げた上で自白すれば情状酌量されると伝える手法であって、有罪の確信があり他の独立の有罪証拠がある場合にしか使ってはならない手法とされている。同手法の訓練機関は、こうした尋問手法は子どもに虚偽自白を強いる可能性があると警告しているという。

少年は27日の午後2時に被害者の母と出会い、一緒に娘捜しを手伝った上で帰宅しており、もし殺害の機会があったとすれば、午後1時45分～2時の15分間しかない。加害者は被害者の喉を7回突き刺し頸動脈を切断したはずだが、2時に少年と会った被害者の母親は少年に血が付いているのを見ていない。また、もし仮にこの15分間に殺害があり、遺体がすぐ近くにあったとすれば、大掛かりな近辺の捜索で見つからないこともあり得ない(公設弁護人である第一審弁護人は、遺体が発見場所に運ばれたのは、他の場所での殺害後、夜中のことであろうと

主張した)。

しかし、こうした客観的状況や、問題ある自白にもかかわらず、事件は起訴され、弁護人の精力的な弁護活動にもかかわらず、第一審は有罪判決を下した。(同州では、少年事件は陪審裁判の対象とならず、また、他の州と異なり少年事件のプライバシー保護は判事の裁量であったため、第一審判事は異例にもメディアの取材、法廷内の撮影、ラジオでの証拠調べ生放送を認めた。)

控訴審から大規模法律事務所の弁護士2名が、ノースウェスタン大学「冤罪センター」から話を聞いてプロボノで弁護に加わった。そして、自白経過の録音や、第一審弁護活動のおかげで控訴の材料が事件記録上に保存されていたこともあり、2000年6月、控訴裁判所は全員一致で原判決を破棄、差し戻した⁵⁾。黙秘権(憲法修正5条)の侵害、取調べが「身柄拘束」の下で行われ、ミラング告知も不適切で、自白は強制されたことなどから、自白の証拠能力が欠けることを理由とする。(翌日、差戻裁判所はハリスを保釈。ただし控訴審は自白を証拠排除しなかった原審決定を覆したに過ぎず、法律上は他の証拠に基づく再起訴の可能性が残る形となった⁶⁾。)

2003年、ハリス少年は、担当検察官、2名の警察官、警察署長、ニューフィラデルフィア市、タスカラワス郡を被告として賠償訴訟を提起(判例上、検察官の起訴権限は免責・保護されるため、検察官については逮捕指示などの捜査行為や、無罪判決後の名誉毀損的発言などが請求原因)。2004年末頃、警察官、警察署長および市は、計150万ドルの支払と謝罪状署名を内容とする和解に応じた。その後連邦地裁は対検察官請求を棄却したが⁷⁾、2008年1月、

控訴審の連邦第6巡回裁判所は2対1で原判決を破棄した(録音された自白は「法律上当然に任意性無し」で、これを根拠とする逮捕指示は違法として差戻し)⁸⁾。2008年9月、検察官とタスカラワス郡が220万ドルの支払いで和解した。

この間、元被疑少年ハリスは、2004年に米海兵隊、2005年に米陸軍に応募したが、経歴審査官の照会に対し、担当検察官や第一審判事が「いまだ被疑者である」「再訴可能である」などと回答し、いずれも採用に至らなかった(上に触れた対検察官の賠償請求訴訟ではこの際の言動も、請求原因に追加された)。ハリスは2006年ようやく海兵隊に採用された。

*

事件の経過には、考えさせられる点が多い。現地の捜査・訴追担当者や第一審判事の言動から窺われる人種差別的な背景、控訴審では大規模事務所の弁護士もプロボノで取り組んだこと、その事件紹介にロースクール設置の冤罪センターも関与したこと、捜査担当者らに対する賠償訴訟が提起され実質勝訴となったこと、などである。

しかし、最も注目すべきは、やはり取調べ過程だと思われる。捜査官に誘導尋問技術の訓練が行われ、その際を守るべき規律が明確にされている点に注意を引くが、そうした規律も、取調べ状況が保存されなければ、検証は極めて困難だろう。記事も指摘するように⁹⁾、もし録音がないまま、裁判で少年と警察官が「言った・言わない」と信用性の争いをしたならば、普通は少年の側が負けるだろう。取調べの可視化の重要性を示す一事例として、ご紹介させていただいた次第である。

1) <http://www.law.northwestern.edu/cwc/>

2) ABAジャーナル2010年1月号10頁 "The Age of Innocents"

3) <http://www.cwcy.org/Default.aspx> (2010年2月26日現在)

4) 「アメリカン・ローヤー誌」2009年3月号74頁 "Saving Anthony Harris" による。

5) *In the Matter of Anthony R. Harris*, 2000 WL 748087 (Ohio App. 5 Dist.)

6) 後の民事事件判決(後注7)によると、検察官はオハイオ州最高裁判所に上告したが却下された。紹介記事(前注4)や公刊された判決からは必ずしもはっきりしないが、事件記録などによれば、上告却下を受けて、検察官は、自白以外の証拠では差戻審での公訴を維持できないため公訴を取り消したものと見られる。この結果、自白の証拠排除を除いて実体面には再訴禁止効が及ばず、法律上は再訴可能な状況が残ったのだと理解される。

7) *Harris v. Spies, et al*, 2006 WL 1348155 (N.D. Ohio)

8) *Harris v. Spies, et al*, 513 F.3d 503 (2008)

9) 前掲注4)記事・78頁。